慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	高橋誠一郎文部行政関係資料
Sub Title	New materials of Takahashi Seiichiro about educational administration
Author	白石, 大輝(Shiraishi, Daiki)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2017
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.34, (2017.) ,p.305- 335
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料紹介
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20170000-0305

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

高橋誠一郎文部行政関係資料

白石大輝

慶應義塾福沢研究センターは平成二十八年度に、戦後慶應義塾長代理を務め（昭和二十一（一九四六）年四月～十月）、後に第一次吉田茂内閣の文部大臣を務めた高橋誠一郎の文部行政関係資料を購入した。同資料群は古書店から購入したものであり、出所などの来歴は不明であるものの、文相時代に各種会議で使用された資料や答弁原稿をはじめ、日本芸術院長等他の要職歴任時に使われていた資料が多く含まれている。資料は謄写刷等の印刷物が中心であるが、中には、高橋ないし官僚の筆跡と思われる加筆や修正が含まれ、また全文手書きの原稿も幾つか存在する。本稿では、主に文相時代に作成されたと考えられる資料から、教育基本法、学校教育法施行に対する考えを述べた原稿（資料①）、「新憲法と教育の理念（天長節に際しての文部大臣ラヂオ放送原稿）―教育基本法制定の意義―」（資料②）、「民主主義憲法に於ける天皇の御地位」（資料③）と題された原稿を紹介したい。また、本資料群の整理にあたり、資料出典を探す過程で参照した『文部時報』八三七号掲載の就任あいさつである「独立自尊主義」（資料④）も従来ほとんど知られていないものであるため、ここに

合わせて再掲する。(1)

一、文相就任の経緯

戦後における高橋の文部行政との関わりとしては、文相就任の前に、教育刷新委員会、中央教職員適格審査委員会の委員としての仕事が先行する。

昭和二十一（一九四六）年八月、同年三月に来日したアメリカ教育使節団が残した報告書を検討しつつ教育制度を審議する教育刷新委員会が結成された。そこでは、教育根本法の制定、教員養成制度、教育施設整備など、新しい教育の制度のあり方が審議されたが、中でも義務教育の実施に関しては議論が紛糾した。使節団の報告書には義務教育を六・三制とする提案が存在し、議論の末に学校体系を六・三・三・四制とする建議が昭和二十一年十二月時点でまとまり、ＧＨＱの一部局であるＣＩＥ（民間情報教育局）と同様に昭和二十二（一九四七）年四月からの実施を内閣総理大臣に求めた。しかし、昭和二十一年五月に第一次内閣を組閣した吉田茂首相は、校舎の準備等の過大な費用捻出を避けたいがために早期実施には慎重であった。文相の田中耕太郎も同じ姿勢を取っていたが、早期の実施を求める多くの国民の声を前にして昭和二十二年一月半ば頃には実施に積極的な姿勢を見せていたところ、(2)吉田は、同月に急遽内閣改造を行い、田中は理由を告げられることなく文相の職を追われることとなった。この更迭は六・三制の実施の時間稼ぎのための措置であったとされ、(3)吉田の言葉を借りると政府と総司令部の板挟みになった田中に「静養」を勧めたのであった。しかしながら、文部事務次官の有光次郎が高橋から聞いた話によると、昭和天皇が田中に対して民主主義社会の天皇の在り方を問

うた際に即答を避けたことについて、吉田が文相としての資格に欠けると判断して更迭したという。(4)

昭和天皇からのそのような質問を聞いた吉田に、彼と姻戚関係にある武見太郎が紹介したのが福沢諭吉の『帝室論』であった。これを読んだ吉田は慶應義塾長を務めた小泉信三の文相就任を求めたが、戦災での負傷から回復していないため果たせず、高橋に白羽の矢が立ったのである。この時、高橋と吉田との関係は、高橋が塾長代理時代に日吉返還に関する陳情のために官邸を訪れて短時間会っただけの間柄であったとされるが、(5)武見の回想によると、吉田は「高橋君の随筆の中に、吉田の養父が、新潟で事業に失敗した高橋先生の父君を助けたことが書いてあって、その吉田の養子が駐英大使だと書いているから、話せばわかる」(6)といって高橋の快諾を期待していた。

この打診に対して、高橋の反応は如何なるものであったか。義塾出身の文部大臣としては鎌田栄吉等がいたが、高橋は大学予科時代に文部省不要論(7)を唱えたように、文部省による私学への教育上の干渉に憤りを感じていたといい、また文相就任時に文部省文書課長であった関口隆克に対しても「文部省に入る時、なんたる屈辱かという思いで足がふるえた」と語ったといわれ、(8)やはり就任にはあまり積極的ではなかったようである。武見や彼から説得の依頼を受けた慶大医学部長・阿部勝馬の必死の懇願により、ようやく承諾したのであった。(9)『私の履歴書』に残した次の文章からは文相となる目的が明確に読み取れる。

元来、獅子でも、虎でもない私は文部大臣になどなったところで、何事もなし得ないことを自ら認め、固く辞退したのであるが、友人知己の激励もだしがたく、ついに就任を承引することになった。自分の無力非才をあくまでも意識し、躊躇し、逡巡する私を駆って、結局、文部省入りをあえてさせた一つの力と

なったものは、教育刷新委員会、中央教職員適格審査委員会、公・私立大学総長及び学長会議などに出席して、諸家の意見を聴き、福沢先生と慶應義塾の一党が長年主張してきた教育上の理念並びに教育上の原則を実際に施すべき時期が今や到来したのではないかと感じ、こうした際に、長いあいだ思想的に官権の圧迫と戦ってきた慶應義塾の出身者が文教の府に列するということだけでも、幾分の意義がありはしまいかという胸裏の声だった。(10)

また、後述の資料④では、この点について詳しく述べると共に、就任の理由として文部省の各種委員会に出席することを通じて、「ただいかめしく思われていた文部省に対してとみに親しみを感ずるに至った」ことを挙げている。

以上の経緯の下、昭和二十二年一月三十一日、高橋は文相に就任し、任期中に日本国憲法施行を迎えることとなる。

二、高橋の業績

高橋の文相在任期間は、吉田内閣の総辞職と共に五月二十四日に辞職するまでのわずか四カ月ほどであったが、教育基本法と学校教育法の公布・施行という戦後教育改革の礎となる業績を残した。教育基本法は、教育宣言的、教育憲法的役割を持つ教育法上の根本法であり、学校教育法は、校種別に学校体系を定めていた諸学校令を廃して、それらを改編・統一する形で成立した法である。

資料①は、両法の理念を述べた手書き原稿である。資料④にも似たような言葉遣いがあるが、教育法について触れられていないため、別原稿と思われる。「『文部時報』原稿用紙」の印字がある原稿用紙を使用しているが、この年代の同雑誌には本文章の掲載が見られず、また、マス目の欄外に「四月二日午後七時―七時四十五分」と記されていることから、何らかの会議や会合で述べられた文章であると考えられる（時刻はその開始と終了を示したものか）。しかし、資料冒頭部分では、衆議院、貴族院で教育の二大法案が通過して、「やがて」実施する運びとなったと述べられていることから、学校教育法案が貴族院で可決された昭和二十二年三月二十七日から両法の公布・施行日前日である三十日までの四日間のうちに作成・発表された原稿である可能性が高い。本資料中には自己の尊重がもたらすものとして、「人と人との温い結合」という表現があるが、これは高橋の著書『協同主義への道』（下出出版、一九二三年）にも登場する。高橋は同書中で個人主義の発達がやがて高次の協同主義をもたらすとしており、利己心だけではなく共同互助も社会進歩の重要な要素として「資本なき共同経済」へと人類社会が回帰してゆくと考えた。その高次の協同（共同）主義社会の様子を言い換えた言葉が「人と人との温い結合」であり、個人が自己を尊重することによって相互の信頼が生じ、「円満無欠の理想郷」が実現されるのである。

資料②は、昭和二十二年の天長節（四月二十三日）に際して四月二十九日午前十一時よりラジオ放送された高橋の演説原稿であり、一部に高橋のものと思われる書き込みが存在する謄写刷り資料である。三日後の五月二日十五時からも、同じく教育基本法関連の「新憲法と新しい教育―教育基本法について―」と題するラジオ番組が放送された。資料①と同様に個人の尊重と平和国家の建設のための教育の役割を強く説いているが、新憲法の価値の実現をより強調している点が特徴である。このラジオ原稿は鈴木英一編『資料　教育基本法30

年』（学陽書房、一九七八年）にも掲載されており、同書掲載のものは実際に放送された文章の書き起こしであると思われるが、本稿で紹介する資料は放送時に手元に置いて使われた原稿と考えられ、文言が多少異なっている。[11]

文相としての高橋については、「総司令部に対して弱腰」であり、吉田が六・三制実施延期の実現のために起用したというのに、就任早々、ニューゼント民間情報教育局長に早期実施の言質を取られてしまったことから低く評価する向きもある。[12] しかし、六・三制の早期実現を求める多くの国民の陳情があり、またＣＩＥ側も校舎の分配上の問題がないことをデータを用いて示したため文部省も受け入れざるを得ない事情があった。[13] また、高橋は就任早々に日教組委員長であった岩間正男と会見をした際には、文部省と教員の対話の必要性を説き、穏健な対応によって全国の教員ストライキを食い止めたという逸話もあり、[14] 吉田も高橋の手腕を高く評価していることから、混乱期の中で戦後教育の幕開けの準備を果たした人物として一定の評価を与えることができよう。

三、福沢思想の体現

（一）道徳教育

資料④が掲載されている『文部時報』は、文部行政に関する諸事項を広く一般に伝えるために、文部省が定期刊行した雑誌であり、平成十三年以降は『文部科学時報』として受け継がれている（平成二十四年三月号を

最後に休刊中）。本文章は文相に就任したその日に挨拶として述べられたものを要約したものと思われるが、[15]国家機関たる文部省が刊行する雑誌であるにもかかわらず、一私立学校の創立者の思想を高らかと掲げる文章である。文部大臣になろうとした経緯を述べると共に、『修身要領』ならびに独立自尊の精神を基礎とした「慶應義塾風」の教育を日本全体に及ぼそうとする意思が現れている。

朝の散歩等を通じて行われた高橋と福沢諭吉との交流については、『随筆慶應義塾』等のエッセイ集に書かれているため、本稿では詳述しないが、福沢は高橋の人格形成に、多大な影響を与えたということを指摘できる。高橋は、明治三十一（一八九八）年に慶應義塾普通部に入学した後、福沢の孫らと親密に交流を重ねて「自尊党」なるグループに参加し、高橋が普通部三年生であった明治三十三（一九〇〇）年二月に『修身要領』が発表されると、「ほとんど毎夕、福沢家の一室に集ま」って「「修身要領」の各条項について、幼稚な批判的議論を戦わして」いたという。[16]塾では御真影への最敬礼や教育勅語の捧読がなかったことから、若年の頃から『修身要領』は教育勅語にとって代わるものであり、福沢を総理と仰ぐ自尊党員として若い頃より福沢の道徳論や独立自尊の実践への強い意識の下に生活していたことが分かる。

明治四十一（一九〇八）年、大学部を卒業して普通部の教員となった後も『修身要領』への思い入れは強く、高橋は塾長鎌田栄吉、福田徳三、川合貞一らと共にこれの普及のために日本各地で巡回講演会を行った。「徳教は人文の進歩と共に変化すべき」ことを説こうとした高橋は、岡山での講演において、教育勅語に言う臣民が遵守すべき道徳につき、教育勅語に書かれているような「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラ」ない徳教はないと「つい、口をすべらし」てしまい、後に岡山の地方紙で講演会の批判記事が掲載される苦い経験を味わったという。[17]

しかし、高橋が強調した時代ごとの相対的徳教観念は、第九十二帝国議会貴族院本会議（昭和二十二年二月二十一日）における実業家の山地土佐太郎の「新時代に適合すべき新道徳律」の樹立に対する認識を問う質問に対する答弁で述べられたように、文部大臣時代においても揺るぎない信念であった。

> 新しい時代の教育の維新となるべきものを明示する必要があることは、御説の通りであると考へます、併しながら是は独断的に一方的に定めらるべきものではなく（中略）法律の形で以て定めたいと考へて居るのであります、此の新しい時代の教育の指針と同時に、教育上の諸原則を定めまする為に、教育基本法を本議会に提出すべく、予定致して居るのであります、「徳教は時世と共に変化する」の約束でありまして道徳律に付きましては、古今東西の倫理、哲学、宗教等に其の拠り所を求め、各人の良心に依つて自らに之を課し、之を実践して行く所がなければならないと存じます[18]

また、三月二十九日の同会議では民法学者の我妻栄による「（民法）改正と我が国の淳風美俗乃至は家族制度、倫理との関係を如何に考へて居られるか」という質問に対し、「徳教は耳より入らずして目より入る」という福沢の言葉を引用しながら学校教育を通じて家族倫理を考える教育を行い、家庭教育の振興を図る旨の答弁を行った[19]。このように、高橋が推奨した「慶應義塾風」は国会答弁にも具体的に現れていたのである。

ちなみに、かつて高橋が講演会で批判した教育勅語については、学校での捧読は廃止したものの、勅語そのものを廃止する意思はないことを明らかにし、憲法や教育基本法に抵触する部分は効力を失うがために孔孟の教えやモーゼの戒律と同様のものとなるとする解釈を示した。このような答弁に対しては対応が生温いとして

批判もあったが、高橋の皇室への配慮が働いた結果であったと思われる。高橋は教育勅語が保守反動主義者や軍国主義者に曲解悪用されてきたものであるとの認識を示し、教育勅語に変わる教育指針として教育基本法に大きな期待を寄せていたこともまた事実であり、戦前に行われたような扱いを良しとはしなかった。また、「第九二帝国議会に於ける予想質問答弁書」の「教育基本法関係の部」には「教育勅語は国務大臣の副署なく、詔勅の形式になっているのではなく単に天皇の御言葉である」という記述が見られることからも、高橋ないし文部省側の認識としては廃止や排除に適する性格とは捉えられていなかったのである。

教育勅語は、昭和二十三（一九四八）年に衆議院で排除、参議院で失効確認の決議が出され、事実上廃止された。

（二）天皇のあり方

文部行政に直接関わる資料ではないが、教育と同じく憲法上の大きな変化として現れた天皇制に関する資料③も合わせて紹介したい。

この資料の詳しい作成年代や出典は、現時点では不明であるが、欄外に「文部省」と記された原稿用紙を使用していることから、文相任期中に作成された可能性が高い。本資料では「象徴」という言葉の意味を明らかにし、天皇が政治に関わってこなかった歴史的背景から、新憲法が国体の変化に何ら影響を及ぼさないことを説明している。高橋の天皇観については、文部大臣辞任直後に慶應義塾創立九十周年記念講演会において行われた講演「福沢先生の帝室論」から、また文部大臣時代に『帝室論』を昭和天皇に講じたことからも、福沢のそれと概ね同じであると言える。

九十周年講演において、高橋は『帝室論』の内容を「帝室は万機を統ぶるものであって、万機に当るものにあらず」と一言で整理して、「今日の言葉に翻訳いたしますならば、帝室は国民的統合の象徴であるというにつきるだろうと思われるのです」と述べる。また、皇室と比較される英国王室では、古くから王権への制限が加えられていて名誉革命により「人民主権」が確立されたが、日本では天皇の政治関与そのものが「天皇御謀叛」として扱われてきた歴史的経緯に言及した。そして「もし王なくしてかなうまじき道理あらば、木をもってつくるか、金をもって鋳るかして、生きたる院、国王をば何方へも皆流し捨て奉らばや」という『太平記』における高師直の放言を紹介して終えたのである。師直の言葉の引用からは、天皇親政を正義とする戦前の皇国史観との対比が鮮明に印象付けられる。

このように、高橋は福沢の天皇論を新憲法下の象徴天皇制に読み替え、その歴史的必然性に言及したのである。

四、高橋資料の意義

資料①、②、④を合わせて読むと、高橋は単に福沢や義塾への贔屓に基づいて文部行政を推進しようとした訳ではないことが読み取れる。例えば、資料①では「来る五月三日を以て愈々新憲法はその効力を発生し、わが国は今や世界注視の中に民主的平和国家建設の途に上ることゝなりました。国家の理想なり建て方なりは、畢竟国民の考へ方生き方の表現でありまするので、さういふ考へ方生き方を若き世代に於て確実に把握体験させることが最も根本的な国家再建の途であります。こゝに新教育の重要性があると考えます」と述べられてい

るように、教育基本法の施行により「人格の完成」と「真理の探究」を目指したのは無論のこと、究極的には日本国憲法の精神の実現を目指していたことが分かる。即ち、高橋が推し進めた教育は憲法価値の実現を目標としていたが、福沢らが「学問の独立」や「真理の探究」といった憲法にも通じる理念を重んじてきたという認識を介して、高橋は、福沢思想の実現をも同時に進めようとしていたと考えられる。九十周年講演における象徴天皇制への言及も、憲法と福沢思想の繋がりを暗に示しているように、憲法という絶対的な後ろ盾によって文相の立場で自由に福沢思想を語ることができたのである。

周知の通り、戦時中に米軍が撒いた伝単に福沢が描かれたり、慶應義塾も自由主義の学校ということで虐げられたり、国体にそぐわない存在として扱われた福沢思想は戦後には教育の世界で復権を遂げた。慶應義塾が戦後の新時代を背負うという意思は、義塾創立九十年記念式典における塾長潮田江次の式辞にも見られるが、それよりも前に高橋主導の文部省で福沢の復権を唱えていたことは注目すべきことであろう。

高橋文相時代に公布・施行された教育基本法は、第一次安倍晋三内閣において全面改正され、前文の趣旨が変えられる等、旧法とは様相を異にしているために、教育学界から強い批判に晒された。[20] 前文第一段の「われらは、さきに、日本国憲法を確定し」と「この理想の実現は、根本において教育の力に待つべきものである」という文言の削除は、第三段の「日本国憲法の精神にのっとり」の文言こそ残されているものの、教育基本法が現行憲法の理念の実現を理想とするという考え方を希薄化したものとも捉えられる。また、新法二条五号の「我が国と郷土を愛する」という部分の追加は大きく議論されたが、祖国愛の精神の涵養について高橋は、旧法前文第二項の「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育」の中に含まれるという認識を示しており、[21] 明文化には必ずしも積極的であったとは言えない。改正法の法的評価は差し置くとしても、この改

正が高橋の理念を一部において希薄化させたことは否めないであろう。

近年、天皇の生前退位問題、政府関係者による一部学校法人への優遇措置問題、教育勅語の排除・失効決議に反する閣議決定、そして憲法改正の議論が報道を賑わしている。これらの問題に接点を持つ高橋資料が、今後の教育史、教育行政研究の助けとなることを願って止まない。

凡例

一、常用漢字は、原則として現在使用されている字体を用いたが、慶應義塾など若干の固有名詞に、原文の字体を残した。

二、異体字、俗字、或いは書き誤りと思われる文字は、正体に直した。

三、仮名づかい、促音は、原則として原文のままとした。

四、濁点・半濁点は原文のままとした。

五、句読点は、編者の判断により適宜補った。

六、執筆年月日や発信年月日などを推定でしか示すことができないものには、「ヵ」を付した。

七、タイトルがない資料は、〔　〕を付して補った。

八、謄写刷資料における手書きによる加筆修正箇所は、〈　〉を付して表現した。

【資料①】〔高橋誠一郎原稿（新しい教育のあり方について）〕

文部大臣　高橋誠一郎

この度文部省関係の二大法案、即ち教育基本法及び学校教育法が、衆議院及び貴族院を通過し、やがて実施する運びになりましたことは既にご承知のことと存じます。

新しい教育の目的、方針並に体系はこゝに確立せられたのであります。来る五月三日を以て愈々新憲法はその効力を発生し、わが国は今や世界注視の中に民主的平和国家建設の途に上ること、なりました。国家の理想なり建て方なりは、畢竟国民の考へ方生き方の表現でありまするので、さういふ考へ方生き方を若き世代に於て確実に把握体験させることが最も根本的な国家再建の途であります。こゝに新教育の重要性があると考へます。

昨年三日来朝いたされました米国教育使節団は其の報告書中において、教育は個人を社会の責任ある協力的成員たらしめるように準備す可きであると説いてゐます。

洵に日本に取っての最大なる禍根は強烈なる個人的自覚の時代が其の歴史に存しなかったことであります。而して我が国従来の教育は所謂「皇国民の錬成」に重きを置き、とかく狭隘なる国民性の育成を強調して参ったのであります。然るに、この度の教育基本法中に宣明せられてゐます教育の理念は、個人の尊厳と価値の認識に基き、人格の完成をめざさんとするのであります。而も、この人格の完成をめざす教育は同時に又、民主的、文化的な平和国家の形成者たるにふさわしい立派な国民の育成に向かわなければならないのであります。

長い間夢の中に又其の夢を夢みる境涯に在った日本人は、痛ましい敗戦の後に至りまして漸くにして人格の完成を目標とする教育国策を確立しようとしてゐるのであります。私どもは今、敗戦の深刻なる教訓のうちに、個人を発達せしめることを期さなければなりません。完全なる個人の発達はやがて又社会に於ける個人の地位を完全に満さしめる所以であります。

個人が自己を知り、自己を尊重し、自己を注意するによりまして、各自互に相信じ相和する人と人との温い結合が成立します。而して個人の自覚が愈々深くなり行くにつれまして、其の結合の範囲は益々拡大し、人の人たる品位は無限に高尚微妙の境地に進入し、億万の人々相携へて円満無欠の理想郷を現出するに至るのであります。

教育基本法は斯くの如き教育上の理念を宣明いたしたものでありまして、実に教育宣言とも、又教育上の大憲章とも称す可きものであります。

この教育基本法の趣旨に則りまして、之れを具体的に学校教育の制度内容に具現して従来の各学校令を一つにまとめ、新教育制度のあり方を法制化致したものが、実に学校教育法であります。この案が従来の制度と根本的に異なる点は、

一、学校系統を単一化し六三三四の新学制と九年の義務教育制を確立したこと。

二、教育内容に於て軍国主義及び極端な国家主義の色彩を払拭し、心身発達の段階に応じ真理の探究と人格の完成を目指したこと。

三、文部大臣の行政的権限を極力縮小し教育行政に於ける中央集権を打破して、画一的形式主義の弊を改め、地方の実情に即し、個性の発展を期する為め、地方分権の方向を明確にしたこと。

四、教育の機会均等を保障するための制度を設けたこと。
五、私立学校の自由な発展を期するため行政上の裁量による監督を避け法制的間接監督に改めたこと等であります。

この学校教育法に拠る新学制の中、本年は小学校と新制中学校の一部とを新年度より実施いたすことゝなりました。而も敗政状態や、資材関係の不自由極まる今は、まことに僅少な予算を以てこれを実施いたしますことは難中の難事であります。敗戦の苦痛はこういふところにもはっきり感ぜられるのでありまして、この際たゞ頼むところは現場に於ける教育者の力でありその活動であります。新教育はたゞその制度を改めて六三三といふが如き新しい枠を具へたといふばかりではありません。実にその精神に於てまた内容及び方法に於て画期的な大改革を断行したのでありまして、現場の教育者にとっては大幅の自由が認められ活発な創意が発揮せられるようになったのであります。裏から申せばそれだけにまた教育者の実力が、ものを云ひ責任が増して来たのであります。そこで先づ新教育の方針、内容、方法に就いて十分の研究を遂げ了解をもち自ら為すべきことに確信をもつようにならねば新教育への発足が出来ないのであります。文部省はわが国に従来行はれたことのないコースオヴスタディー（学習指導要領）の試案を発表し、全国の教育者諸君と共に十分協議し研究しつゝあるのであります。然しながらこゝに発足いたしまする新教育が十分に其の目的を達し成果をあげまするが為めにはひとり全国の教育者のみならず、あまねく全国民一般の十分なる理解と協力とが是非とも必要なのであります。私は只管之れを要望し切願してやまぬのであります。

（一九四七年三月頃、原稿用紙、手書き原稿（ペン、鉛筆）、十一枚）

受入番号：資料１６０１１０

【資料②】新憲法と教育の理念（天長節に際しての文部大臣ラヂオ放送原稿）

―教育基本法制定の意義―

新憲法と教育の理念（天長節に際しての文部大臣ラヂオ放送原稿）

―教育基本法制定の意義―

終戦後ここに二度目の天長節を迎えます。誠に感慨なきをえないのであります。わが国が戦うべからざる戦争を戦い悲惨なる敗戦の苦痛をなめながら、社未だ屋せず、ここに宝寿の万才を祝ぎ祈り奉ることの出来ます幸をしみじみと感謝しないではいられませぬ。これはもとより連合国軍の理解と好意ある援助にまつところが多いのではありまするが、その根源においてわが国民の胸に連綿と伝えられて参りました天皇に対する不滅の信頼と愛敬の念によるものといわざるをえないのであります。〈一方に於て、また国民の天皇に対する深い愛敬の念によるものであります〉[22] 然しながら、斯くの如きは又われわれ日本人の強き生活力によることの大なるものであります。敗戦の廃墟の只中に立って失望落胆することなく雄しく立ち上る力、これこそは誠に尊くけだかいものであります。然しながらこの力を何に向けるかゞ重大であります。

われわれの力と情熱を捧ぐべきものは、まさに自由と平和の〈国〉、真理と文化の〈楽園〉の建設でなければなりませぬ。さきに〈、〉われわれは従来の憲法を根本的に改正致しまして〈、〉全く新しい日本国憲法を定めたのであります。この新しい憲法を貫いておりまする原理は、民主主義と平和主義の精神であります〈。〉即ちその一つは、いわゆる「人民のための、人民による、人民の政治」という民主主義の精神でありまして、すべての国民が直接間接に政治に自らあづかるのであります。他方この民主主義の原理は、すべての国民が個

人として尊重され、個人の尊厳がたつとばれることを要求するのであります。新憲法又この精神にもとづき基本的人権の保障について詳細な規定を設けたのであります。更にわれわれは従来の国家観念から脱却して、いわば捨身（すてみ）になつて戦争を抛棄し、軍備を撤廃し平和を愛する諸国民の公正〈と〉信義に信頼してわれわれの安全と生存を保持しようと決意したのであります。わが国はこゝに他に心を奪わるゝことなく専心文化の建設にいそしみうることになつたのであります。これはまさに容易ならざる決心であります。

以上申し述べました如くわれわれはこの新憲法によりまして、民主的で文化的な国家を建設して世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示したのでありまするが、この理想の実現は何よりも先づ教育の力にまたなければならないのであります。第一に民主主義の政治は国民自らの政治でありまして、よい政治が行われるのも、わるい政治となることも皆国民自らのなす〈所〉であり、国民自らの責任であります。もしも国民の多くが真理から離れ、国民の政治道徳が薄れて行きまするならば民主政治は愚民政治に堕落し、あのおそるべき独裁政治の入り込む隙（スキ）をあたえることになるのであります。従って民主政治が真によく行われまするがためには、国民一人々々の教養が高まり、その徳性が立派なものにならなければならないのであります。第二に基本的人権の保障ということにつきましても、只形式的に馴合い的にお互の妥協の結果そうするということではなく、国民が自己の尊厳を主張すると同時に真に他人の人格をも尊重するということでなければなりませぬ。最後に真の平和国家の建設ということも戦争を抛棄し軍備を撤廃したというだけではまだ足りませぬ。国民の一人一人の心のうちに深く平和を愛好する精神が宿ることにならなければならないのであります。それでなければ、わが国が平和の使徒として、先達として世界の平和に貢献するといふ大理想は之を達することができないものと信ずるのであります。このよき民主政治の実施並びに基本的人権の尊重と平和主義の徹底は、い

づれをとつてみても根本において国民の心の問題に連らなるものでありまして、このこゝろを育てるものは実に教育にあるのであります。更らにこの自由と平和の上に文化の花を咲かせるのも又教育が基礎となるのでありまして教育こそは新国家建設の淵源であるのであります。

かくの如く教育は国家社会の建設促進の原動力ではありまするが、教育は単に国家目的の手段につきるのではありませぬ。教育は真理を尊重し、人格の完成をめざすものでなければなりません。かゝる教育によつて初めて真に国を愛し、国のために尽す人間を育成することができるのであります。

しかるに従来のわが国の教育はやゝもすればこの目標を見失い、近視眼的な功利主義に堕し、教育は専ら国家に奉仕すべきものとされたのであります。こゝに画一的な外面のみを重んずる〈一〉右にならえ〈二〉式の形式教育の弊におちいつてしまつたのであります。真理も国家のためになるもののみが真理とされ、真理のための真理の探究という真の科学的精神はまげられて了つたのであります。

この従来の教育のあやまりを是正するとともに新憲法の〈め〉ざす真の民主的、平和的、文化的国家の建設を実現するがためには、従来の教育を根本的に刷新し、その普及徹底を期することが何よりも肝要であります。かゝる教育刷新の第一前提と致しまして新しい教育を指導すべき根本理念の確率をはかることが目下最大の急務といわなければなりませぬ。そのことは終戦後混迷におちいれる教育界に一条の光を与えるとともに国民の指針を提供することになるからであります。

次にこれを定めるに当りましては、従来のように「詔勅」、「勅令」の形式をとりまして上から与えられたものとして受取るというようなことではなく、国民の盛り上ります総意によりまして自ら之を決めなければならないのであります。民主主義の精神は、国民自身が自らを治めることにあるからであります。これがために

は、国民の代表者をもつて構成せられまする議会において討議確定するため法律をもつていたす必要があるのであります。これがこのたびの議会を通過して教育基本法が制定公布を見るに致つた理由であります。

しからば教育基本法はいかなる教育の理念をたてたのでありませうか。

教育は何よりもまづ個人の尊厳を重んじ、個人の価値をたつとぶことを出発点とし、真理と平和との尊重の上に人格の完成をめざさなければならないとしたのであります。人間一人々々が〈持〉つ侵すべからざる尊厳、人間のうちにひそむ無限に発達してやまない能力これを重んじ〈尊〉ぶのであります。それは決して個人の我儘勝手を許すものではありませぬ。この個人の尊厳と価値の上にたつてそれぞれの人間の能力を思いきり伸ばし、且つは調和的に発展させること、これが人格の完成であります。いかなる時代、いかなる処におきましても偉大な思想や立派な人格者は常に尊重〈せられ〉、尊敬せらるのであります。人格の完成こそは古くして新しい真に普遍的な、教育の理念であるのであります。

真の人格者は他面において真の愛国者であり、よき社会人であり、立派な国際社会の成員たるものであります。否単に受身的なメンバーたるにとどまらず進んでかゝる社会を自ら〈担〉い、形成して行く者でなければなりませぬ。いわゆる形成者であります。この形成者としていかなる資格、内容をもつた者であるべきでありませうか。先づ真理と正義を愛する者でなければなりませぬ。「プラトンはなつかしされど真理はさらになつかし」という言葉がございます。真理に対するあこがれの念（こころ）、愛と忠実こそあらゆる活動の原動力となるものであります。さらに正義感の欠けていること〈、〉これは日本人の一つの重大な欠点ということができるのであります。社会的不正に対する強き感情、この感情に基いてこの世の悪とたゝかい、更らに愛の精神を以つて抱擁して行くその出発点となるべき正義感はよき社会を形成するばねであるのであります。古来幾多の人格

者はこの真理と正義とのためにその一命をなげうつて来たのであります。

次には、勤労と責任を重んずることであります。怠惰な人間ほどわれわれにい〈ら〉だたしさを感ぜしめるものはありませぬ。星とともに起出でて星をいたゞいて帰える農夫の働らきこそ神の心に通うものであります。勤労は単に肉体的労働に限りませぬ。その職が、いかなるものであるにせよ与えられた職場に在つてその職をなしとげること〈ゝ〉これこそ人間の権利であるとともに神聖なる義務であるのであります。この勤労を通して人間は社会への最大奉仕をするのであります。この自己に与えられた職をつくすとともに社会の平和と秩序を重んずるところに責任の観念が生じて参るのであります。自由は常に責任を伴うといわれますように真の自由を実現するがためには各自が秩序を重んじ、公共の福祉のため全体に対する責任をつくすところにはじめて可能となるのであります。

これらの徳目を実行するに当つて他から与え〈ら〉れたものとして消極的に実行するのではなく自ら進んで実行して初めてその有終の美をなすのであります。この点から基本法は自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成をめざしてゐるのであります。

かくて教育基本法はその第一条（教育の目的）において「教育は人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をた〈つ〉とび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定したのであります。

然しながら他方各民族はそれぞれ天賦を〈持〉ち、特有の文化的使命をもつているということができるのであります。わが日本民族はその芸術においてすぐれた天分をもつものということができませう。われわれはこの過去のすぐれた文化の伝統の上に更らに新しい文化を創造発展せしめてゆかなければなりません。この際特

に注意すべきことは、自国の文化の特殊性のみを強調していた過去の独善の弊を除去することであります。文化の創造にあたつて目ざすべきものは常に真善美の価値であります。よい日本的な芸術をつくらうとしても決してよい芸術は生れません。真に何んの成心もなく無心に美を追求致しますとき真の芸術が創造されるのであります。そうしてかゝる芸術にはその作者の民族性と作者自身の個性がおのづから滲み出てそこに真の日本的な芸術が生れ出るのであります。基本法前文に謳いまする普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造とはこれを指すのであります。

この文化といゝまするのは、単に学問芸術にとどまりません。憲法、政治、法律、経済すべてを含むのであります。日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴としての天皇の地位を守りつゞけんとする理由をわれわれはこゝに発見するのであります。

このような教育の理念は、単に学校のみならず、あらゆる機会と場所において、家庭においても職場においてもあらゆる社会に通ずるものであり、そこにおいて実現せられなければならないのであります。

教育基本法はこの教育の目的と共にこの目的を達成するがための教育方針をかかげ、更らに新憲法と直接間接に関連ある教育上の重要諸原則すなわち教育上のあらゆる差別を撤廃すること〈義務教育を九年とすること〉すべての学校に男女共学をみとめること、学校教育並びに教員の使命の重大なこと、社会教育の重ぜらるべきこと、学校の政治的中立を確保するため、特定政党のための政治教育を学校において行つてはならないとしたこと、宗教教育、教育行政、について規定致して居ります。とくに教育行政では教育は不当な支配に服することなく国民全体に対して直接に責任を負つて行われなければならないと述べました。かくして教育基本法によりまして、新しい日本の教育の基本は確立せられたのでありますが、これを活かすも殺すもすべては教育

者のみならず一般国民全体の責任であります。こいねがわくは相共にこの教育基本法の精神に則り、真理に基く教育を行い新憲法の精神を生かし、自由と平和の国、真理と文化の楽園を建設して世界の平和と人類の福祉に貢献しようではありませんか。日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であらせらるる天皇を中心として、この聖なる事業にたち向うことのできまする幸を思い、ふたたびここに聖寿の万才を寿ぎ祈り奉りつゝこの講演を終ることと致します。

（一九四七年四月二十九日、謄写刷（鉛筆、ペン、墨による書き込みあり）、八枚）

受入番号：資料１６０２７７

【資料③】民主主義憲法に於ける天皇の御地位

民主主義憲法に於ける天皇の御地位

新憲法により主権在民が明確にうたわれ、国の政治は国民の信託に基き国民の代表者が行うことになつた。従つて第四条が示す如く天皇は国政に関する権能を持たれないことになり、儀礼的に第六条、第七条、第九十六条に掲げた、国事に関する御行為のみを行われることになつたのである。

この天皇の国事に関する御行為は、第一条に基き天皇が、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であるという憲法上の御地位から、導かれたものである。天皇が日本国民統合の象徴であるというのは、第九十帝国議会の憲法委員会で、幾度も金森国務大臣から説明があったように、我々が歴史をふりかえるとき、国民団結の中核として、又憧れの的として天皇を仰ぎ奉り、そのことによって又国民と国民とも結ばれているというこ

とを現わしている。

このように、国民結合の中核、憧れの的としての天皇が、そおいう地位の御方として日本を代表して頂くときの御地位を「日本国の象徴」と言いあらわしているのである。

我国の国体は天皇が日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であるという点に存するのであって、代々一すぢの天皇を中心と仰ぐことにより心の奥底で天皇と国民、国民と国民が結ばれ、この結び付きの上に日本という国が成立つていることは歴史をふりかえつて変りないところである。我国の天皇が、この様に象徴であるという御地位であらせられた所から、過去の歴史に於て、天皇が政治上の実権を持たれず、栄誉の源泉として政治権力を越えて尊い御方であるといわれていたことも理解出来るのであり、国家、国民の混乱を国民の手で収拾出来なくなつた場合にのみ、政治面で御活動されたことも頷けるのである。従って明治憲法と違って主権在民となつたことは何ら、日本の国体とは関係なく、新憲法によつても国体は変らないわけである。

天皇はかように象徴という御地位の方であることから、その御地位を実あらしめるためにそれにふさわしい特定の国事に関する御行為をして頂くのであるが、その政治上の責任は当然内閣に属することから、これらの天皇の御行為について内閣の助言と承認がいることも天皇の象徴たる地位を純化するに外ならない。

（一九四七年ヵ、原稿用紙、手書き原稿（ペン書き）、八枚）

受入番号：資料１６０１０８

【資料④】独立自尊主義―就任のあいさつ―

独立自尊主義―就任のあいさつ―

高橋誠一郎

一言、就任の御あいさつを申し述べます。私の如き五十年の教員生活を営みながら、文部行政とはまことに縁の遠いただ一介の学究であつたものが、文部大臣に任官いたしたにつきましては、諸君は定めて異様の感を抱いておられることと存じますが、実は私自身もたゞ運命の不思議に驚いている次第であります。これまでしば〳〵本省の御依頼を受けまして中央及び地方の講演会に出席し、また長らく中等教員検定試験委員として公民科を担任し、且つさきに皇紀二千六百年の祝典に際し永年教育に尽すいせるものとして時の文部大臣から推称せられましたことくらいが、私と文部省との繋りに過ぎなかつたのでありますが、最近に至りまして、あるいは教育刷新委員会や中央教職員適格審査委員会の一員として、また官私立大学総長及び学長会議に出席いたしまするがために度々―多い時は一週中三日も本省に参るようになりまして、省内の諸君とお目にかゝる機会も多くなり、省内の空気に触れることができて、私は今まではただいかめしく思われていた文部省に対してとみに親しみを感ずるに至つたのであります。最初お勧めを受けました際、到底其の器に非ざることを痛感し、固く御辞退いたしておりました私が、三日後、遂にお引き受けいたすに至りましたことは、一つにはかような親しみによるのであります。

然しながら、私が自己の無力、不才を深く意識しながらも、ついにこの大任を引き受けるに至りましたに就

いては、別にまた一つの理由があります。この点に就いて暫くご清聴を煩わしたいと存じます。

荘子の口ふんを借りて申しますれば、わが日本国民は、長い間、夢の中に又その夢を夢みる境がいに在つたのであります。終戦後、初めて覚めて、その夢であることを知り得た感が深いのであります。そうして夢覚めて現実を見ますれば、国破れてただ山河のみ在り、社しょくほとんどはいきよとなると申してもいゝ有様であります。まことに、杜甫の春望の詩が幾度か口ずさまれるのであります。

日本に取りましての最大なる禍根は強烈なる個人的自覚の時代がその歴史に存しなかつたことであります。最近におきまして私に取つて最もよろこばしく思われますことは、終戦後、教育本来の目的は人格の完成に存することが特に高唱されていることであります。民主政治下の教育制度はその基礎を個人の価値と尊厳の承認に置かなければなりません。さきに来朝した米国教育使節団は、その報告書の中で、教育は個人を社会の責任ある協力的成員たらしめまするように準備すべきであると説いています。

むかし、イスラエル人の生活と思想とに新紀元が開かれましたのは、エルサレムの町が破壊され、エホバの神殿がはいきよと化した後でありました。ふるいヘブライ国の遺物から、個人の出現を見、個人的宗教の発達を来たしましたのは、とらわれの時代を通じてでありました。私共は今敗戦の深刻なる教訓のうちに個人を発達させることを期さなければなりませぬ。私どもは自己の力によって自己を救うの道を学ばなければなりません。完全なる個人の発達は、やがて又、社会における個人の地位を完全に満たさしめるゆえんであります。個人が自己を知り、自己を尊重し、自己を注意するによりまして、各自互に相信じ、相和する人と人との温い結合が成立するのであります。しかして、個人の自覚がいよ〳〵深くなり行くにつれまして、その結合の範囲はます〳〵拡大し、人の人たる品位は無限に高しよう微妙の境地に進入し、億兆の人々相提けいして、円満無欠

の理想境を現出するに至るべきであります。

それにつけてもしば〳〵思い出され、又はなはだ遺憾に堪えませんことは、明治の大先覚者福沢諭吉先生が多年主張して来られた独立自尊主義が多く世の容るゝ所とならなかつたことであります。この独立自尊主義を根幹といたしまして、小幡篤次郎氏その他先生の直弟子たちによつて起草され、明治三十三年の紀元節の佳節に当つて脱稿せられました『修身要領』と称する所のものは、その発表の当時、けん〳〵ごうこうたる非難攻撃の声に葬り去られまして、遂に時代を支配する力とはなり得なかつたことであります。福沢先生は明治三十年の六月に「人の独立自尊」ということを説かれ、次いで、その翌年六月、慶應義塾の学生に向かいまして、この学校における「十六年の苦学」—即ち、初等科六年・中等科五年・大学予科二年、同じく本科三年に及ぶ「十六年の苦学中には一種の気風を感受すべき」であるこれが即ち、「慶應義塾風」なるものでありまして、これを解剖いたしますれば、即ち「独立自由であつて、しかも、実際的精神から成ることを発見すべし」と申しておられたのでありますが、やがて、さきに申しましたようにその門下をして「修身要領」二十九箇条を選ばしめまして三十三年の二月二十四日に広く一般に公表せしめたのであります。五・一五事件でたおれました犬養毅氏はこれをもつて釈尊の法華涅槃に比すべきものと申しておられます。

然しながら、既に一言いたしましたように、完全なる個人の発達が即ち社会におけるその地位を完全に満たさせるゆゑんであることは、不幸にして当時の学者思想家の十分に会得する所とはならなかつたのであります。例えば、当時の哲学界における権威井上哲次郎博士のごときは、同年『太陽』という当時最も流布の大であつた大総合雑誌の五月一日号に『道徳主義としての独立自尊』と題する論文を掲げ、もし真に独立自尊を実行しようとしましたならば、その人の自滅に帰するか、然らざれば、社会の秩序を破壊するの結果とならなけ

ればならぬと力説せられまして、多くの共鳴者を出したのであります。

社会を改善しようといたしましたならば、まず人の心の改善を必要とするのであります。今の日本国民は長期にわたる悪戦苦闘の後をうけて疲労困ぱいの極に達し、国内は無秩序混乱の状態に陥らんとしています。然しながら、日本人はやがて新しく正しい建設の意欲に雄々しく立ち上がるでありましょう。一体、現在の日本のみならず、人間社会は無知不徳の巣くつであるように見えます。然しながら、福沢先生流のことばで申しまするならば、人間には善を好むの本心があり、進歩改良を行うの知識があります。われ〳〵は過去の事実に徴して、人間社会の進歩発達を疑わざるものであります。かくのごとき人間社会の前進はこれを阻止する力よりも強大であることを信じます。然しながら、人間社会が無窮の進歩をなして円満幸福の域に到達しまするがためには人間その者に対する長く、そうして傷ましい訓練が必要であります。完全円満の理想郷に向かつて進むの道はひとり個人の発達にあるのであります。もとより単なる社会制度の破壊から自由十全無障なる個人の発達は期待し得べきではありません。完全に個人を発達させますことは、即ち独立自尊の人を造ることであります。われ〳〵が完全に独立自尊の人となり理性が完全に人間の行為を決定する時、やがて又、真理の平和的勢力によつて至善至福の世界は、この世に確立せらるべきであります。かくて、真理の探究は又、教育本来の目的でなければなりません。然るに、その真理探究の自由と批判的判断の自由とは、わが国におきましては、これまで、社会全体もしくは国家全体というよりも、むしろ狭い範囲の官僚主義のために、当事者の都合のいゝように操縦され又は弾圧されて来たのであります。

恐らく、福沢先生及び慶應義塾の一党ほど明治維新前後からして、学問の独立、真理の探究のために長い奮闘を続けて来たものはありますまい。ことに今思い出されますのは、明治十四年の政変以後における反動政策

に対するものであります。私どもの先輩は民主主義的な日本国家を建設しまするがために、憲法の制定、国会の開設を主張しておつたのでありますが、これに脅威を感じた時の政府は、しきりに種々なる流言風説を飛ばし、慶應義塾の福沢が謀主となり、参議の大隈重信が政府部内に策動し、三菱会社の岩崎弥太郎が金主となつて、政府てん覆を企てているといいふらしたのであります。かの井上毅のごときはこの年十月八日に認めました右大臣岩倉具視あての書かんにおいて「福沢は盛んに急進論を唱え、その党派は三、四千に満ち、広く全国にまん延し、このまゝ打ち過ぎ候ては、事変不測と相見え候」と記しています。かくて、浮説盛に流れて底止する所を知らず、といつた事態となりまして、事情紛々たるその間に、慶應義塾の出身者であつて官に在る者はことごとく放逐されてしまつたのであります。当時統計院権少書記官をしておられました犬養毅さんや尾崎行雄さんなども罷免された仲間でした。

この政変以後、政府は従前の教育法を改めまして、儒教主義を復活させ、これによつて倫理道徳を教え、四書五経を講義させて、民心の激動を鎮圧しようとし、外国語の教授を廃するにすら至らしめました。又、官民朝野の区別を厳にして、私学を疎外し、邪魔物扱いにし、その発展を妨害しようといたしました。漢学者流の経済論などと申しまするものは、その精巧周到なる論理と整然たる体系とにおきましてもとより断じて西洋の近代的経済学の前に立ち得ざるものではありまするが、しかも当時の保守主義者流の中にはたま〳〵『書経』の中に「利用厚生」の文字のあることを発見いたしまして、イギリスのアダム・スミスは漢土の『書経』をひよう窃して『国富論』を著したなどと得意顔に説いたものもあつたということです。

福沢先生はこうした反動保守主義と闘いまするがために、敢然として立ちあがつたのであります。先生はこの当時草されました漫言の中でよく自由主義的民主主義的な思想を弾圧しようとしたならば、すべからく洋学

を差し止め、新聞紙を廃し、公私三万の学校を閉鎖して、旧時の寺子屋に復し、二百五十万の生徒をして馬ふん拾いか、まぐさ刈りに従事せしむべきであると、ひやかしておられました。福沢先生及び慶應義塾の先輩たちは勇敢に教育上の官僚主義と戦を交えて参つたのでありまするが、然しながら、ついに後援続かず、結局におきまして、軍国主義、超国家主義ばつこの世を見るに至らしめまして、先生の漫言の通り、学童をして学事を廃して、まぐさ刈りに従事させたのであります。そうして、敗戦後、漸くにして真理の探究、人格の完成を目標とする教育国策が確立されようとしているのであります。漸くにして学問の自由が尊重され、真理と正義と自他の敬愛と協力とによりまして民主的文化的国家を創造し発展させることが提唱されているのであります。まことに失われたる教育史上の六十年真に惜しむべしであります。

慶應義塾に学び、慶應義塾を卒え、慶應義塾に教べんを執つておりました私は今、この学塾が永年主張し来つた独立自尊主義の教育を実際に施すべき時期の到来したことを確信し、みずからはからず、この大任を受諾した次第であります。諸君の御支援御助力を熱望してやみません。

注

（1）本資料は高橋のエッセイ集『わがことひとのこと』（慶応通信、一九五五年）にも収録されているが、一部省略されている。

（2）高坂正堯『宰相　吉田茂』（中央公論社、一九六八年）、四二頁。

（3）読売新聞戦後史班編『昭和戦後史　教育のあゆみ』（読売新聞社、一九八二年）、三五二頁。

（4）前掲『昭和戦後史　教育のあゆみ』、三五二頁。

（5）「吉田茂氏追想」『三田評論』第六六六号、一九六七年一二月（五六～六二頁）、五七頁。
（6）武見太郎『戦前戦中戦後』（講談社、一九八二年）、二一一頁。前掲・「吉田茂氏追想」にも廻船問屋の高橋家と吉田の養父・吉田健三との深い関わりが紹介されている。
（7）高橋誠一郎「久保田文相に呈するの書」『三田評論』第三二号、一九〇四年三月、一～四頁。
（8）前掲『昭和戦後史　教育のあゆみ』、三五三～三五四頁。
（9）戦災により慶應義塾大学医学部は大きな被害を受けていたところ、吉田の尽力で金銭的援助を得ることができた為、武見は吉田に恩義を感じている阿部に高橋の説得を依頼したという（前掲・武見、二一一頁）。
（10）『私の履歴書　第二十九集』（日本経済新聞社、一九六七年）、九九頁。尚、武見も高橋文相就任後に「福沢先生の偉さというものはいま生かすべきときなんだ、これは高橋先生以外に人がいない」と語ったことから彼自身も福沢思想の顕現を戦後の文部行政に期待していたことが伺える（前掲・武見、二一七頁）。
（11）尚、この原稿の放送を行ったＮＨＫに録音の存否を確認したところ、同社には存在しないことが分かり、当時の放送内容を具体的に知ることは困難となっている。
（12）前掲・高坂、四二頁。
（13）前掲『昭和戦後史　教育のあゆみ』、三五七～三五八頁。
（14）前掲・武見、二一四～二一五頁。
（15）『私の履歴書』には就任時あいさつの原稿が部分的に掲載されているが、資料④には見られない表現も一部含んでいる為、完全に一致するものではないと思われる。
（16）高橋誠一郎「福沢諭吉先生との思い出」『文部時報』一一四五号、二一一～二一五頁。
（17）前掲『私の履歴書』、六〇頁。
（18）「貴族院議事速記録第八号」『官報号外』昭和二二年二月二十二日、六六、六七頁。

(19) 「貴族院議事速記録第二十七号」『官報号外』昭和二十二年三月三十日、三九七頁。尚、購入した資料群の中にはこの時の答弁に用いられた原稿が存在するが、福沢の言葉は原稿中には存在せず、高橋が即興で挿入したものと思われる。

(20) 浪本勝年・三上昭彦編著『「改正」教育基本法を考える〔改訂版〕』(北樹出版、二〇〇八年)、三頁。

(21) 「貴族院議事速記録第十九号」『官報号外』昭和二十二年三月二十日、一六五頁。

(22) 傍線部を置き換える形で挿入。